

令和3年度第2回石川県国土利用計画審議会議事録

日時：令和4年3月3日（木）13:25～14:05

場所：石川県庁行政庁舎11階1109会議室

発言者	内 容
<p>司 会 (佃主任企画員)</p>	<p>それでは定刻より少し早いのですが、委員の皆様がお揃いのようなので、ただいまから「石川県国土利用計画審議会」を開催いたします。委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。私は本日司会を務めさせていただきます、石川県企画課の佃でございます。よろしくお願い致します。</p> <p>今日は、委員14名中、11名のご出席をいただいておりますので、石川県国土利用計画審議会条例第6条第2項に規定する定足数(半数以上のご出席)を満たしていることから、本審議会が有効に成立しておりますことを、ご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、嶋田企画課長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>嶋田企画課長</p>	<p>企画課の嶋田といたします。よろしくお願い致します。今日は、委員の皆様方には、お忙しい中ご出席を賜りまして、心からお礼申し上げます。</p> <p>また、のちほど改めてご紹介させていただきますが、今回より連合の宮前様にも新たに委員にご就任いただいております。ご多用中誠に有難うございます。</p> <p>さて、当審議会は、国土利用計画法に基づく審議会でありまして、都市計画法、森林法といった土地に関する個別規制法での区域変更等の手続きを踏まえ、本県の土地利用基本計画の変更を行う際に、ご意見をお伺いするものであります。</p> <p>今年度は、昨年8月以来2度目の開催となります。</p> <p>後ほど説明がありますが、今日は、農業用地に係る土地利用基本計画の変更案件が3件、林地開発に関して、将来、変更が見込まれる案件の情報提供が2件となっております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、専門的見地から忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。</p>
<p>司 会</p>	<p>(新委員1名の紹介)</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。</p> <p>石川県国土利用計画審議会条例第6条第1項により、「審議会の会議は会長がその議長となる」と規定されておりますので、これ以降は、池本会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。</p>
<p>池本会長</p>	<p>本審議会の会長を務めさせて頂いております池本でございます。よろしくお願い致します。</p> <p>皆様ご存じのとおり、この審議会は、県土の利用に関して広く各方面の意向を反映させ、県土の適切かつ合理的な利用に資することを目的として設置されているものでございますので、皆様よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。お手元の会議次第の議事をごらんください。本日の議題につきましては、(1) 石川県土地利用基本計画の変更(案) について、</p>

事務局	<p>そして（２）森林地域の縮小見込案件に係る情報提供（報告）についての２件でございます。それではまず、議題（１）「石川県土地利用基本計画の変更（案）」について、お手元に諮問の写しが配付されておりますとおり、知事のほうから当審議会に諮問されておりますので、ご審議したいと思っております。 それでは、事務局のほうから説明をお願いします。</p> <p>（土地利用基本計画の性格等の説明） （「石川県土地利用基本計画の変更（案）」（全体概要）の説明） （変更（案）の案件ごとの詳細説明（諮問案件３件））</p>
池本会長	<p>それではこの件に関しまして、ご質問やご意見がございましたら、お願いします。</p> <p>何かございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>農業地域と都市地域が重複指定されている地域で農業地域を外して住宅地域や商業地域にしたいということでございますので、ご意見ないようでしたら、諮問のありました「石川県土地利用基本計画の変更(案)」につきましては、「適当と認める」旨答申することとしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
池本会長	<p>それでは、ご賛同いただきましたので、本案件につきましては、ただいま決定いただいたとおりの答申することといたします。</p> <p>なお、答申の文面につきましては、会長に一任ということでお願いしたいと思います。以上で、当審議会に諮問されました案件の審議は終了いたします。</p> <p>引き続きまして、議題（２）「森林地域の縮小見込案件に係る情報提供（報告）」についてですが、事務局のほうから、ご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（森林地域の縮小見込案件に係る情報提供（報告）案件の詳細説明（２件））</p>
池本会長	<p>それではこの点に関しまして、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。</p>
山本委員	<p>残土処分場と聞くと、去年の熱海の土石流を思い起こすのですが、規模は小さいかも知れませんが、くれぐれも災害防止の指導をお願いしたいと思います。何かコメントあればお願いいたします。</p>
事務局 (森林管理課)	<p>こちら林地開発案件でございますので、まず許可にあたりましては、例えば盛土ですと、盛土の量・傾斜等につきまして、基準がございまして、安全が確保できる基準を満たしているものをまずもって許可していると。満たせない状態であれば計画の見直しを指導して、最終的に基準を満たすものが挙がってきて許可しているということですが、そういう点がございまして。あとは開発期間につきましても最低限半年に１回、</p>

	<p>県の方で現地を確認するということになってございます。当然それ以外に何かありましたら随時指導することになりますけども、いずれにしましても許可した計画どおりに安全が確保されているかというのは引き続き県としてもしっかり指導していくこととしてございます。</p>
池本会長	<p>ほかにございますか。はい、どうぞ。</p>
田尻委員	<p>七尾の造成なんですけども。火電の灰をここに埋立するわけですよね。そうすると6ページにあります造成森林と造成緑地の部分にその灰を置くのかどうか、どの部分に置いてそれが運ばれてくる、その後その灰が飛び散るようなことがないのかどうか、そういったことも含めてお聞きしたいのと。この周辺のこの区域、子供達などが入り込まないようなフェンスとか仕切りがされているのかどうか、ということをお聞きしたいのですが。</p> <p>もう1点はここに10年ほど灰を置くことになりますよね。そうするとこの火電の灰の再利用とかは行われぬのか、そういうことをしているところもありますが、七尾の場合はここに貯めおくだけなのか、貯めたあとはこの上に木を植えてそのまま放置するのかどうかということをお聞きしたいんですけれども。</p>
池本会長	<p>それでは事務局のほうお願いします。</p>
事務局 (森林管理課)	<p>はい、お答えします。まず灰を搬入するところでございますけども、今6ページの平面図を見ていただきますと、線を引いて段になっているような造成緑地と書いてあるところと紫になっている造成森林ここに灰が入ると。イメージとしましては地面を削りまして、遮水シートを設置しまして、そこに灰を持ってきて一定の厚みが搬入されると一回敷きならして、しっかり固めまして土を入れる。また次の段に、その上に灰を入れて、土を入れて圧縮すると。そういう形で最終的に段で盛り上げていく、という形になります。最後一番上のところを土で覆ったうえで、緑化なので植物を生やしていく、という形で石炭灰などの浸出液等が流出しない形にいたします。</p> <p>いずれにしましても開発中、灰を持ち込んだりしますので、大きな車両とか通りますので、当然ながら安全対策についてはしっかりされているものという風に認識してございます。</p>
池本会長	<p>再利用の方はどうですか。再利用とのご質問がありましたが。</p>
事務局 (森林管理課)	<p>再利用については、基本的には再利用できなくなったものを埋めているという風に理解してございます。</p>
池本会長	<p>ここは県の環境アセスメントにもかかっておりまして、環境影響評価をした後、廃棄物処理法の認可というのもやっております。廃棄物処理法では、処分場内に立ち入れないようにということが規定されておりますので、フェンス等の設置はきちんとやっているとございます。</p>

	<p>浸出液に関しては、ここでは処理をせずに、そこからパイプラインで北陸電力の発電所のほうへ持って行って、そこで水処理をして海に流すという計画になっています。再利用に関しては、石炭灰の再利用ってそんなにやられていなくて、一部は北電でも取り組んでいらっしゃるようですが、再利用できない部分は埋立て処分せざるを得ない。普通のごみと違ってそれほど有害物質は入っていないというようなものです。ということで後は県の方でしっかりと監視をしていただければと思っております。</p> <p>ほかによろしいでしょうか。</p> <p>私のほうから、北電の処分場は元々採石場の跡かと思うんですが、ただ森林地域だったということですかね。いま埋め立てて森林に戻しても森林地域には戻らなくて、その他になるんですか。</p>
<p>事務局 (森林管理課)</p>	<p>普通の開発地の場合につきましては、森林法上の地域森林計画対象森林から外して終わりになりますが、採石の場合は基本的に採った後、埋め戻しますので、その後そこを森林に戻した後は再び地域森林計画対象森林に入れるというのが基本的なところですよ。もちろん状況によって森林に戻せないようなところについては森林地域から外れているものもありますけども、全面的にそこを森林ではないものになっているという訳ではないので、今回いまおっしゃられたとおり森林に戻したところについて、再び開発という形になるかと思えます。</p>
<p>池本会長</p>	<p>わかりました。処分場の跡地はどれだけ植栽されても森林にはならないということですね。</p> <p>もう1点、残土処分場の上のほうに平地があるようですが、これは何なんですか。この平地は開発していないのか。それともこちらも一度開発行為が行われた場所なのか教えていただきたい。</p>
<p>事務局 (森林管理課)</p>	<p>ここは、木をチップ化してリサイクルするような施設が現在ここにあるということですのでございます。</p>
<p>池本会長</p>	<p>開発されたところの下にまた盛土をするのか、そうじゃなくて上はただ切っただけの場所なのかが知りたかったんです。山だから平地になっているということは何らかしているんですよね。</p>
<p>事務局 (森林管理課)</p>	<p>事業区域の外が過去どういう経緯だったかは、林地開発の案件ではないので、元々このような形になる前に農地だったのかどうという利用をされていたのか分からないのですが、林地であった場合は少なくとも1ヘクタール未満であったということでしょうし、他の用途であった場合については、過去どうだったかは判りかねます。</p>
<p>池本会長</p>	<p>心配したのは上も盛土だった場合に下の安定性に影響するかと思ったものですからお聞きしました。くれぐれも安全性にお気をつけて監視をしていただければ良いかと思えます。ありがとうございます。</p>

<p>鳴田企画課 長</p>	<p>他に何かありますでしょうか。 よろしいですか。今回は報告ということでございましたので、お伺いしたということでこれでこの報告については終わりたいと思います。</p> <p>他に何かご発言等ございますか。よろしいでしょうか。 無いようですので、これで、本日の議事は終了したいと思います。事務局のほうから何か発言がございますでしょうか。</p> <p>それでは一言、皆様方にお礼を申し上げます。本日は、ご審議いただき誠にありがとうございました。今後とも、本日のご審議も踏まえ、適正な土地利用の推進に努めたいと思っておりますので、引き続きご協力よろしくお願いたします。以上です。</p>
<p>池本会長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、これをもちまして審議会の議事を終了し、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。</p>
<p>司 会</p>	<p>池本会長には、議事進行ありがとうございました。 以上をもちまして、石川県国土利用計画審議会を終了いたします。本日は、委員の皆様にはご審議いただき、どうもありがとうございました。</p>